

平成 30 年度 地域産品・観光おこし促進支援事業実施要綱

1 趣 旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、できるだけ多くの地方公共団体等に対して、各地域産品や観光資源、地域イベント等をPRするためのイベントスペースを提供することで、地域に対する首都圏の住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源に対するニーズを地方公共団体等に把握してもらい、各地域で行われている特産品開発や観光おこし等の活動の促進を支援する。

2 対象とするイベント

(1) 主催団体

イベントの主催団体は、地方公共団体、物産・観光協会（これらに準ずる公共的団体等を含む。）、広域行政事務組合及びそれらが複数で構成する団体（実行委員会形式を含む。）であること。

(2) イベントの目的

地域産品、観光資源、地域イベント等をPRすることにより、地域に対する首都圏住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源等に対するニーズや評価を把握し、今後の特産品開発や観光振興に反映させることを目的としていること。

(3) 利用日数

1 団体につき、1 日から 2 日間を基準とする。（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

3 イベント会場及び利用期間

〔会場〕 日本橋プラザビル イベントスペース（屋外）

（東京都中央区日本橋 2-3-4 日本橋プラザビル 1 階 南広場）

〔期間〕 日本橋プラザ株式会社が認める期間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

4 申請手続き

(1) 利用希望の申込

イベントスペースの利用を希望する地方公共団体等は、応募を 1 団体につき 1 回とし、日本橋イベントスペース利用申込書（様式 1）を平成 30 年 1 月 22 日から平成 30 年 2 月 23 日までにセンターに提出するものとする。

(2) 利用決定

センターは日本橋プラザ株式会社と利用期間を調整した後、地域バランス、過去の利用状況、広域連携の状況、利用による効果等を総合的に判断しイベントスペースの利用団体を決定する。

イベントスペースの利用が決定した主催団体には、日本橋イベントスペース利用決定通知書（様式 2）と併せて地域産品・観光おこし促進支援事業運営の手引きを送付する。

(3) イベント実施の申請

イベントスペースの利用の決定を受けた主催団体は、地域産品・観光おこし促進支援事業申請書（様式 3）及び関係官署への届出書類を、別途、センターが指示する期日までにセンターあて各 2 部提出するものとする。

5 イベントの開催

(1) 主催団体の責任

イベントの開催及びそれに伴う手続き等については、主催団体が責任を持って行うとともに、次の事項を遵守することとする。

- ① センター、日本橋プラザ株式会社及び日本橋プラザビル管理事務所の指示に従うこと
- ② 日本橋プラザビル並びにその周辺の環境、景観等を害さないこと

(2) 費用の負担等

イベントの開催に伴う負担金は、民間業者によるテントの設営撤去費用等をセンターとともに応分の負担としていただくもので次のとおりとする。また、イベントに必要な基本的な機材は、センターが提供する。

主催団体の負担金は、利用日数1日につき1万円及びテント1張につき1日1万円～2万円（試飲・試食用テントを含む。以下の表参照）を基本とする。なお、テントの最大貸出数は販売用5張、試飲・試食用1張の計6張まで。

また、展示物等の搬入・搬出に係る経費については、主催団体が負担する。

利用する月	テント貸出料 (テント1張/日あたりの単価)		会場使用料 (1日あたりの単価)	
	現行額 (平成29年度)	改定額 (平成30年度)	現行額 (平成29年度)	改定額 (平成30年度)
1月、3月、 4月、8月	10,000	10,000	5,000	10,000
2月、5月、 6月、12月		15,000		
7月、9月、 10月、11月		20,000		

6 実績報告

主催団体は、イベント終了後、2週間以内に地域産品・観光おこし促進支援事業実績報告書（様式4）をセンターに提出すること。

7 負担金の請求

センターは、主催団体から前項に定める実績報告書の提出があった後、地域産品・観光おこし促進支援事業負担金請求書（様式5）により、負担金を請求する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

*各種届出の様式等は「当センターのHP (<http://www.jcrd.jp/>)」の「日本橋イベントスペース」のサイトを参照して下さい。